

遠野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

－ 中間見直し －

令和3年3月

岩手県遠野市

目次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画見直しの背景等	1
1 基本計画見直しの背景	1
2 基本計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
第2章 ごみ処理の現状と課題	4
第1節 ごみ処理の現状	4
1 ごみ処理の沿革	4
2 ごみ処理体制	4
3 排出抑制・資源化・適正処理	4
第2節 中間年度目標値の達成状況とごみ排出量の実績	6
1 中間年度目標値の達成状況	6
2 ごみ排出量の実績	7
(1) ごみ総排出量	7
(2) ごみの区分別排出量	8
(3) 一人1日当たり排出量	9
(4) ごみ質	10
(5) もえるごみの月別処理量実績	11
(6) もえないごみ・粗大ごみ・資源ごみ・有害ごみの月別処理量実績	12
(7) 収集ごみからの資源回収量	13
(8) 住民団体などによる資源回収	14
(9) リサイクル率	15
(10) 生ごみ処理容器等の普及状況	16
(11) 最終処分状況	16
第3節 ごみ処理の課題	17
1 市民意識の啓発	17
2 減量と分別の徹底	17
3 リサイクル率の向上	18
4 ごみ処理手数料有料化	18
5 ごみ処理の広域化への対応	18
6 持続的なごみ処理体制の整備	19
7 大規模災害に対応したごみ処理体制の構築	19
8 放射性物質汚染廃棄物の処理	19
9 廃棄物処理に係る担い手の確保	19

第3章	ごみ処理基本計画の施策	20
第1節	基本計画の考え方と目標	20
1	基本的な考え方	20
2	基本方針	20
3	基本目標	21
第2節	ごみの発生回避・排出抑制を推進する施策	26
1	市民・事業者・市の役割	26
2	ごみ処理手数料有料化の推進	28
第3節	ごみのリサイクルを推進する施策	29
1	資源循環型社会の確立	29
2	啓発・活動支援	30
第4節	ごみの適正処理を推進する施策	32
1	分別収集の推進	32
(1)	適正な分別の啓発	32
(2)	適正処理困難物の対処方針	33
(3)	特別管理一般廃棄物	34
2	適正処理計画	35
(1)	収集・運搬計画	35
(2)	ごみ排出ルールの順守・指導徹底	35
(3)	持続的な処理システムの構築	36
3	中間処理計画	36
(1)	計画の方向性	36
(2)	中間処理方法	36
(3)	施策内容	37
4	最終処分計画	39
(1)	最終処分場の適正管理の推進	39
(2)	不法投棄防止対策	39
5	大規模災害時のごみ処理体制の構築	39
6	放射性物質汚染廃棄物の処理	40

■資料編

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画見直しの背景等

1 基本計画見直しの背景

遠野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、平成28年度から令和7年度までを計画期間として策定し、これまで「ごみの排出を抑制する」「ごみのリサイクルを推進する」「ごみの適正処理を推進する」の3つを基本方針に掲げ、循環型社会の構築に向けて計画的な推進を図ってまいりました。

この間、国では第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月環境省）を策定し、従来から取り組んできた廃棄物の分別収集や一般廃棄物の有料化などによる廃棄物の減量化など適正処理を更に推進するとともに、資源循環を推進するため、3Rの取組や、既存のモノを複数の人で共有するシェアリング等を行う新たなビジネスへの支援や、食品ロス削減や生ごみ等の再生利用などが求められるとしました。

当市においても、平成30年4月から蛍光灯や乾電池など水銀廃製品の分別収集を開始し、平成31年4月に事業系可燃ごみ等を有料化したほか、現在の可燃ごみ広域処理体制である3市1町の枠組みによる不燃ごみ広域処理の方針が決定するなど、廃棄物処理を取り巻く環境が変化しています。

こうしたなか、本計画の中間目標年度に当たる令和2年度を迎え、これまでの取組を評価し、国・県の計画や市総合計画等の関連計画、市民アンケートなどを踏まえつつ、本計画の今後5年間の取組について見直ししたものです。

2 基本計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づく一般廃棄物処理計画として、第四次循環型社会形成推進基本計画、第三次岩手県循環型社会形成推進計画（令和3年3月岩手県）などの関連計画を踏まえ、「第2次遠野市総合計画後期基本計画」及び「第4次遠野市環境基本計画」と整合した循環型社会の構築を推進するための計画です。

廃棄物に係る法令と上位計画・関連計画の状況については下記のとおりです。

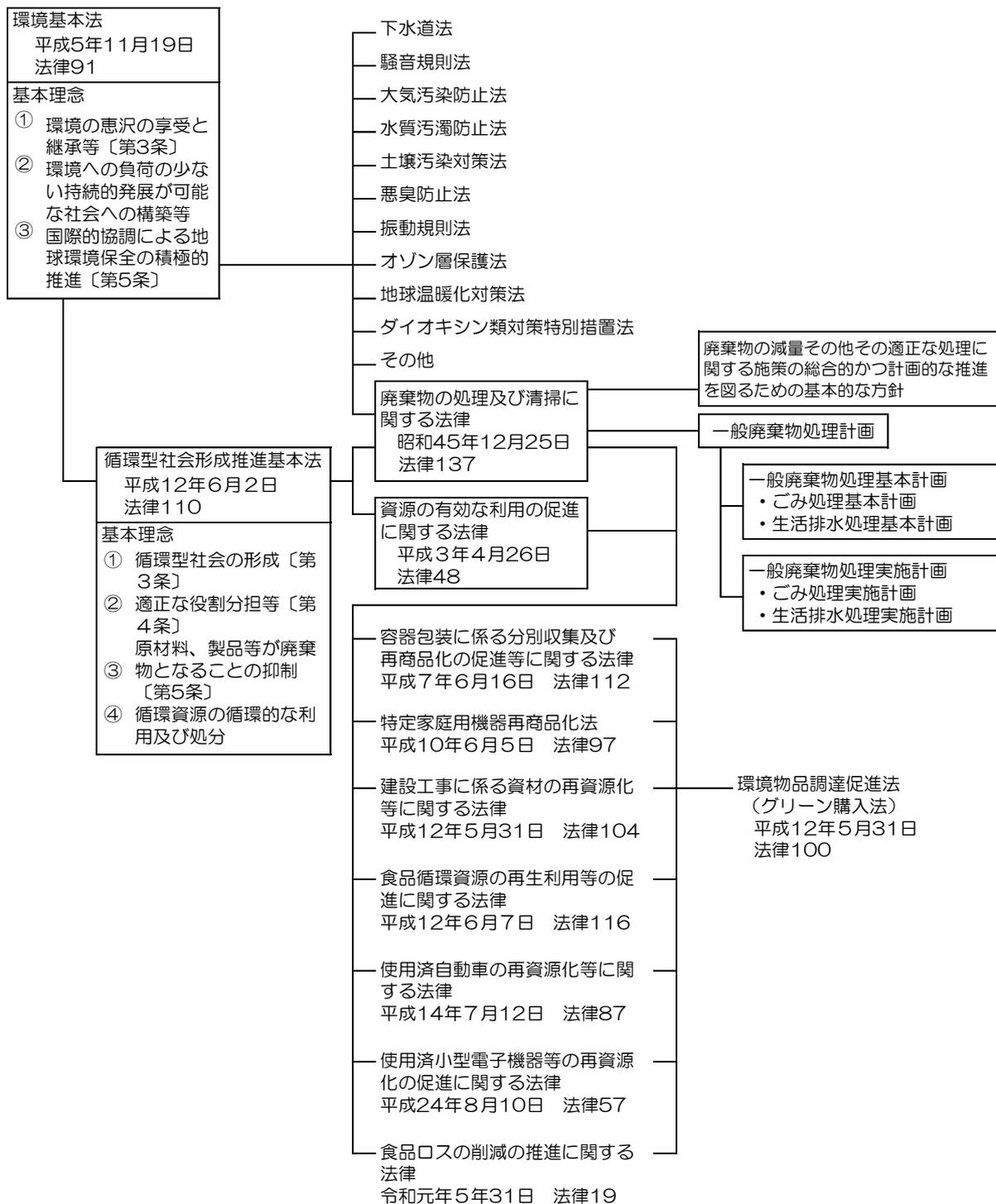


図1-1 一般廃棄物に関わる法律

表 1-1 上位計画・関連計画の状況

国・地方公共団体	計画名	策定年
国	第五次環境基本計画	平成 30 年
	第四次循環型社会形成推進基本計画	平成 30 年
岩手県	岩手県環境基本計画	令和 3 年
	第三次岩手県循環型社会形成推進計画（第五次岩手県廃棄物処理計画・岩手県ごみ処理広域化計画）	令和 3 年
岩手中部広域行政組合	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	令和 2 年
遠野市	第 2 次遠野市総合計画後期基本計画	令和 3 年
	第 4 次遠野市環境基本計画	令和 3 年

3 計画の期間

この計画は、市総合計画や市環境基本計画との整合性を図るために平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間を計画期間としており、同年度を目標年次として一般廃棄物の排出量や減量化の目標を示します。

今回の見直し計画では、現行計画の中間目標年度である令和 2 年度を迎え、これまでの廃棄物を取り巻く状況の変化や排出実績を踏まえて見直しを行い、目標値を修正しました。

なお、今後も社会情勢の変化等により必要が生じた場合には計画を見直すものとします。



第2章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の現状

1 ごみ処理の沿革

合併前市村のし尿処理のため、昭和40年に設立された遠野市宮守村衛生処理組合が、昭和49年に「遠野地区厚生施設組合」に名称を変更し、し尿処理に加えごみ処理事業を開始しました。

平成17年10月1日の新市誕生に伴い、「遠野地区厚生施設組合」は解散し、清養園クリーンセンターとして本市独自の施設となりました。

また、平成14年11月、岩手県のごみ処理広域化計画に基づき「岩手中部広域行政組合」を立ち上げ、本市、花巻市、北上市、西和賀町の4市町で、ごみ処理の広域的な計画の策定及び一般廃棄物処理施設の整備を進め、平成27年10月からもえるごみの広域処理を開始しました。

2 ごみ処理体制

本市から発生したごみは、委託業者及び許可業者による収集運搬あるいは自己搬入により、中間処理施設（遠野中継センター、岩手中部クリーンセンター、廃棄物再生利用施設）に搬入されます。

収集されたごみは品目に応じて、中継運搬、焼却、資源選別、破碎、圧縮等の中間処理を行い、中間処理により発生した資源物及び資源ごみは民間業者による再利用・再資源化を図り、中間処理施設から発生した飛灰及び不燃残渣は最終処分場に埋立処分を行っています。

3 排出抑制・資源化・適正処理

(1) 啓発事業

遠野市ホームページ、遠野テレビ(市制番組等)による情報発信や、市産業まつり・躍進みやもりまつりで啓発活動を行っています。

また、清養園クリーンセンターでは、見学者を受け入れており、令和元年度は189人が見学に訪れています。

(2) ごみ減量出前講座の実施

ごみ減量などの環境学習会を児童館、自治会などで開催し、普及及び啓発を図っています。

(3) 資源集団回収事業

資源ごみの集団回収運動を推進し、市民の資源化意識の高揚を図るため、集団回収を行う団体に対し、資源ごみの回収量に応じて遠野市公衆衛生組合連合会(以下「衛生連」という。)を通じて奨励金を交付しています。

(4) ごみ減量化物品のあっせん・助成

ごみの減量化を図るため、衛生連を通じて、紙ひも、生ごみ処理容器、生ごみ処理機などの、減量化物品のあっせん及び助成を実施しています。

(5) その他計画前期（平成 28 年度～令和 2 年度）における取組内容

- 平成 28 年台風第 10 号により発生した災害廃棄物を処理
- 水銀廃製品（水銀体温計・血圧計、蛍光管、乾電池）の分別収集を開始
- 事業系等もえるごみの有料化を導入
- 遠野市災害廃棄物処理マニュアル（遠野市災害廃棄物処理計画）策定
- 岩手中部広域行政組合による不燃ごみ処理広域化の方針を決定
- 廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策を実施

第2節 中間年度目標値の達成状況とごみ排出量の実績

1 中間年度目標値の達成状況

中間年度における目標値と令和元年度実績を比較すると、各指標とも目標達成には至っていません。

特に、市民一人1日当たり家庭系ごみ排出量（※）は、計画策定時実績（平成26年度）より増加しています。

表2-1 中間目標年度目標値の達成状況

指標	計画策定時実績 (平成26年度)	中間年度目標値 (令和2年度)	実績 (令和元年度)	目標値と 実績の差
市民一人1日当たりごみ 排出量	883 g	818 g	876 g	58 g
市民一人1日当たり家庭 系ごみ排出量（※）	465 g	410 g	478 g	68 g
事業系ごみ排出量	2,737 t	2,273 t	2,320 t	47 t
リサイクル率	22.8%	30%	28.7%	1.3%
最終処分量	961 t	360 t	471 t	111 t

※「家庭系ごみ」は、生活系ごみから集団回収量と資源ごみ量を除いた量をいいます。

2 ごみ排出量の実績

前述の中間年度目標値の達成状況に係る実績の詳細及び関連する実績は、次のとおりです。

(1) ごみ総排出量

ごみ総排出量は、平成 31 年4月から導入した事業系可燃ごみ等の有料化前の駆込み排出により平成 30 年度が前年度比較で 235 t 増加しましたが、令和元年度は減少に転じており、平成 27 年度から令和元年度にかけては、人口減少などの影響により 8.0%減となっています。過去 5 年間で可燃ごみは 5.3%、不燃ごみは 23.5%、資源ごみは 8.7%それぞれ減少しています。

表 2-2 ごみ排出量の実績

(単位：t)

品目	H27	H28	H29	H30	R1
可燃ごみ	6,677	6,448	6,441	6,720	6,323
不燃ごみ	472	410	395	396	361
粗大ごみ	263	257	238	181	149
資源ごみ	1,565	1,476	1,475	1,502	1,429
ビン類	296	296	302	289	263
カン類	74	71	73	76	78
ダンボール類	127	105	121	141	138
紙類(新聞・雑紙)	720	667	639	638	591
ペットボトル	69	74	76	88	94
プラ製容器包装	184	188	197	200	197
衣類	94	73	65	67	66
小型家電	1	2	2	3	2
有害ごみ	-	-	-	5	5
集団回収	324	313	322	302	286
総排出量	9,301	8,904	8,871	9,106	8,553

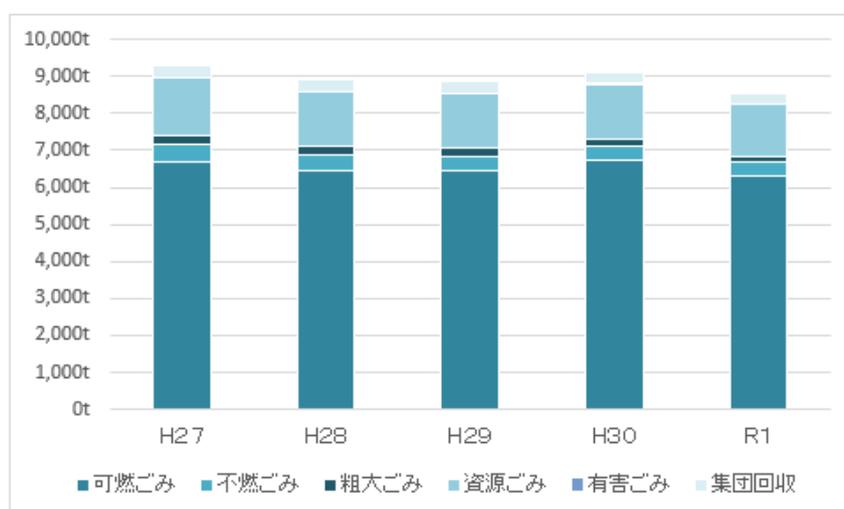


図 2-1 ごみ排出量の実績

(2) ごみの区分別排出量

ごみの区分別排出量は、自治会、PTA 等による資源回収を除く生活系ごみと事業系ごみのいずれも、全ての品目において減少しています。

表 2-3 区分別排出量の推移

品目		H27	H28	H29	H30	R1	(単位:t) 5年間の増減率
生活系	可燃ごみ	4,318	4,138	4,130	4,340	4,252	-1.5%
	不燃ごみ	343	309	286	327	300	-12.5%
	粗大ごみ	183	197	183	143	110	-39.9%
	資源ごみ	1,388	1,297	1,301	1,324	1,280	-7.8%
	有害ごみ	-	-	-	5	5	-
	小計	6,232	5,941	5,900	6,139	5,947	-4.6%
事業系	可燃ごみ	2,359	2,310	2,311	2,380	2,071	-12.2%
	不燃ごみ	129	101	109	69	61	-52.7%
	粗大ごみ	80	60	55	38	39	-51.3%
	資源ごみ	177	179	174	178	149	-15.8%
	小計	2,745	2,650	2,649	2,665	2,320	-15.5%
合計		8,977	8,591	8,549	8,804	8,267	-7.9%

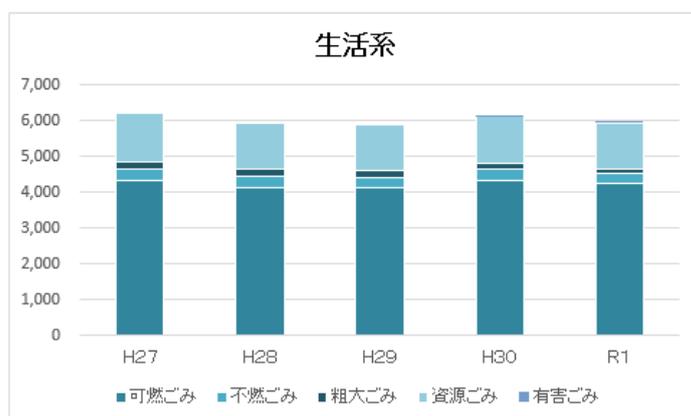


図 2-2 生活系ごみの区分別の推移

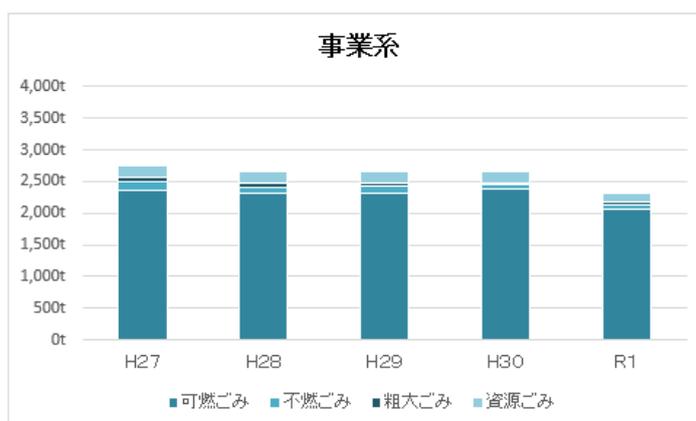


図 2-3 事業系ごみの区分別の推移

(3) 一人1日当たり排出量

市民一人1日当たり排出量（生活系ごみ、事業系ごみ及び集団回収）は、平成 29 年度及び平成 30 年度で増加したものの、令和元年度に減少に転じました。

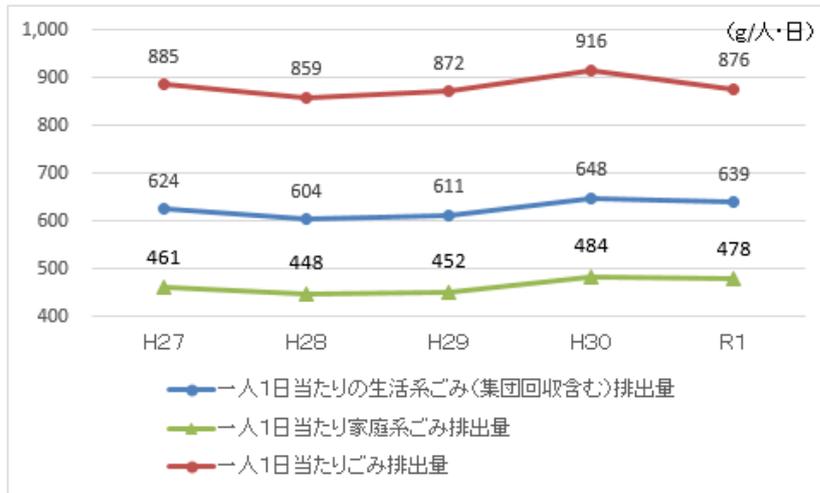


図 2-4 一人1日当たり排出量

(4) ごみ質

もえるごみのごみ質は、過去5年平均で紙・布類が47.9%、ビニール・合成樹脂等が36.4%、厨芥類（生ごみ類）が7.2%であり、これらのごみが全体の91.5%を占めています。

表 2-4 ごみ質組成分析結果

年度		平成27年度	平成28年度		平成29年度		
試料採取月		12月	6月	12月	6月	12月	
単位容積重量		kg/m ³	174	203	166	149	155
ごみ種類組成	紙・布類	%	56.83	48.94	33.54	35.85	23.69
	ビニール・合成樹脂等	%	32.41	43.10	36.48	52.41	56.79
	木・竹・草・わら類	%	2.19	2.65	7.29	6.24	2.17
	厨芥類	%	3.17	4.56	21.67	2.50	14.57
	不燃物類	%	3.73	0.06	0.11	1.21	2.40
	その他	%	1.67	0.69	0.91	1.79	0.38
三成分	水分	%	31.51	40.99	49.75	45.09	45.30
	灰分	%	5.80	4.74	4.27	5.86	5.20
	可燃分	%	62.69	54.27	45.98	49.05	49.50
低位発熱量	kJ/kg		12,200	9,800	9,980	11,600	12,980
	kcal/kg		2,910	2,340	2,380	2,770	3,100

年度		平成30年度		令和元年度		時期別平均		全平均	
試料採取月		6月	12月	6月	12月	6月	12月		
単位容積重量		kg/m ³	178	89	103	176	158	152	155
ごみ種類組成	紙・布類	%	54.25	78.46	41.66	57.78	45.18	50.06	47.89
	ビニール・合成樹脂等	%	34.85	11.96	42.10	17.30	43.12	30.99	36.38
	木・竹・草・わら類	%	8.29	8.21	7.49	9.38	6.17	5.85	5.99
	厨芥類	%	2.12	0.61	7.13	8.72	4.08	9.75	7.23
	不燃物類	%	0.14	0.00	0.36	3.54	0.44	1.96	1.28
	その他	%	0.35	0.76	1.26	3.28	1.02	1.40	1.23
三成分	水分	%	41.47	37.94	41.02	48.77	42.14	42.65	42.43
	灰分	%	4.30	5.85	5.54	4.91	5.11	5.21	5.16
	可燃分	%	54.23	56.21	53.44	46.32	52.75	52.14	52.41
低位発熱量	kJ/kg		11,810	10,580	11,800	7,770	11,253	10,702	10,947
	kcal/kg		2,820	2,530	2,820	1,860	2,688	2,556	2,614

(5) もえるごみの月別処理量実績

もえるごみの搬入量は、過去5年間の平均値をみると、最も多い8月と最も少ない2月では約1.7倍のひらきがあります。

また、各年度とも、上半期が多い傾向にあります。

表 2-5 もえるごみの月別処理実績

実績	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	稼働日数 (日)	搬入量 (t)	月変動係数									
4	22	590.54	1.06	22	512.02	0.95	20	497.01	0.93	21	545.27	0.97
5	21	567.77	1.02	22	576.71	1.07	23	592.77	1.10	23	609.82	1.09
6	22	606.88	1.09	22	572.46	1.07	22	553.31	1.03	21	554.41	0.99
7	23	615.82	1.11	21	548.90	1.02	21	570.00	1.06	22	618.36	1.10
8	21	679.93	1.22	23	709.24	1.32	23	718.56	1.34	23	688.52	1.23
9	22	642.97	1.16	22	646.66	1.20	21	578.72	1.08	20	570.96	1.02
10	22	523.91	0.94	21	540.12	1.01	22	575.86	1.07	23	617.75	1.10
11	21	521.77	0.94	22	504.62	0.94	22	520.34	0.97	22	557.88	1.00
12	22	530.41	0.95	22	498.11	0.93	22	477.00	0.89	21	491.88	0.88
1	20	443.82	0.80	21	456.73	0.85	21	473.85	0.88	21	499.68	0.89
2	21	433.68	0.78	20	388.55	0.72	20	380.62	0.71	20	413.55	0.74
3	23	519.30	0.93	23	493.90	0.92	22	502.79	0.94	21	551.68	0.99
合計	260	6,676.80	—	261	6,448.02	—	259	6,440.83	—	258	6,719.76	—
平均	22	556.40	1.00	22	537.34	1.00	22	536.74	1.00	22	559.98	1.00
最大	23	679.93	1.22	23	709.24	1.32	23	718.56	1.34	23	688.52	1.23
最小	20	433.68	0.78	20	388.55	0.72	20	380.62	0.71	20	413.55	0.74

実績	令和元年度		
	稼働日数 (日)	搬入量 (t)	月変動係数
4	22	540.31	0.97
5	23	592.93	1.07
6	20	501.85	0.90
7	23	611.55	1.10
8	22	632.71	1.14
9	21	561.54	1.01
10	23	562.78	1.01
11	21	504.49	0.91
12	21	475.92	0.86
1	21	471.90	0.85
2	20	388.29	0.70
3	22	478.38	0.86
合計	259	6,322.65	—
平均	22	526.89	1.00
最大	23	632.71	1.20
最小	20	388.29	0.74

平均月変動係数(平成27年度～令和元年度)		
実績	搬入量 (t)	月変動係数
4	537.03	0.99
5	588.00	1.08
6	557.78	1.03
7	592.93	1.09
8	685.79	1.26
9	600.17	1.10
10	564.08	1.04
11	521.82	0.96
12	494.66	0.91
1	469.20	0.86
2	400.94	0.74
3	509.21	0.94
合計	6,521.61	—
平均	543.47	1.00
最大	685.79	1.26
最小	400.94	0.74

(6) もえないごみ・粗大ごみ・資源ごみ・有害ごみの月別処理量実績

搬入量の最も多い4月と最も少ない1月では、過去5年間の平均値で約1.5倍のひらきがあります。各年度とも、もえるごみと同様に年度の上半期が多い傾向にあります。

表2-6 資源ごみ・粗大ごみ・もえないごみ・有害ごみの月別処理実績

実績	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	稼働日数 (日)	搬入量 (t)	月変動係数									
4	24	254.78	1.33	23	212.75	1.19	22	206.60	1.18	22	210.74	1.21
5	23	227.49	1.19	24	195.04	1.09	25	192.09	1.09	24	185.03	1.07
6	24	201.44	1.05	24	191.62	1.07	24	186.61	1.06	22	178.27	1.03
7	25	201.86	1.05	23	179.74	1.01	23	186.30	1.06	23	165.61	0.95
8	23	205.09	1.07	25	187.00	1.05	25	195.82	1.11	24	175.08	1.01
9	24	189.90	0.99	24	210.65	1.18	23	190.22	1.08	21	173.09	1.00
10	24	181.91	0.95	23	186.81	1.05	24	178.15	1.01	24	158.03	0.91
11	23	175.39	0.92	24	165.62	0.93	24	176.46	1.00	23	175.24	1.01
12	22	179.82	0.94	22	165.74	0.93	22	163.40	0.93	21	181.49	1.04
1	21	169.33	0.88	22	142.06	0.80	22	142.41	0.81	21	137.47	0.79
2	23	143.49	0.75	22	144.53	0.81	22	143.71	0.82	21	161.16	0.93
3	25	168.35	0.88	25	161.24	0.90	24	146.73	0.84	22	182.91	1.05
合計	281	2,298.85	—	281	2,142.80	—	280	2,108.50	—	268	2,084.12	—
平均	23	191.57	1.00	23	178.57	1.00	23	175.71	1.00	22	173.68	1.00
最大	25	254.78	1.33	25	212.75	1.19	25	206.60	1.18	24	210.74	1.21
最小	21	143.49	0.75	22	142.06	0.80	22	142.41	0.81	21	137.47	0.79

実績	令和元年度		
	稼働日数 (日)	搬入量 (t)	月変動係数
4	23	186.20	1.15
5	24	189.26	1.17
6	21	182.19	1.12
7	24	153.04	0.94
8	23	174.15	1.07
9	22	167.17	1.03
10	24	151.31	0.93
11	22	153.70	0.95
12	21	151.71	0.94
1	21	136.39	0.84
2	21	156.32	0.96
3	23	143.10	0.88
合計	269	1,944.54	—
平均	22	162.05	1.00
最大	24	189.26	1.17
最小	21	136.39	0.84

平均月変動係数(平成27年度～令和元年度)		
実績	搬入量 (t)	月変動係数
4	214.21	1.21
5	197.78	1.12
6	188.03	1.07
7	177.31	1.01
8	187.43	1.06
9	186.21	1.06
10	171.24	0.97
11	169.28	0.96
12	168.43	0.96
1	145.53	0.83
2	149.84	0.85
3	160.47	0.91
合計	2,115.76	—
平均	176.31	1.00
最大	214.21	1.21
最小	145.53	0.83

(7) 収集ごみからの資源回収量

もえるごみは、平成 27 年 10 月から岩手中部広域行政組合の岩手中部クリーンセンターで焼却処理を行っており、発生した主灰はセメント原料化し、鉄類については資源化しています。もえないごみ・粗大ごみは清養園クリーンセンターの廃棄物再生利用施設で破碎・選別処理し、金属類（鉄・アルミ類）を資源物として回収しています。また、資源ごみ（紙類、缶、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、布類（衣類）、小型家電）や、有害ごみ（水銀廃製品）は種類ごとに収集し、資源化しています。

回収量は、もえるごみ広域処理の開始に合わせて主灰をセメント原料化したことなどにより、過去5年間の資源回収量全体で見ると5.3%増加しています。

表 2-7 収集ごみからの資源回収量

品目	H27	H28	H29	H30	R1	(単位:t)
						5年間の増減率
紙類（紙パック含む）	847	754	709	728	676	-20.2%
鉄・アルミ類	330	285	273	284	279	-15.5%
びん類	296	270	245	243	234	-20.9%
ペットボトル	69	74	64	83	81	17.4%
プラスチック製容器包装	184	166	168	155	171	-7.1%
布類	94	73	65	67	66	-29.8%
焼却灰のセメント原料化	203	599	611	586	618	204.4%
その他（小型家電、水銀廃製品）	1	2	2	6	6	500.0%
合計	2,024	2,223	2,137	2,152	2,131	5.3%

※布類（衣類）は、新型コロナウイルス感染症の影響により民間業者が取り扱えなくなったことから、令和2年7月から資源ごみとしての収集を停止しています。

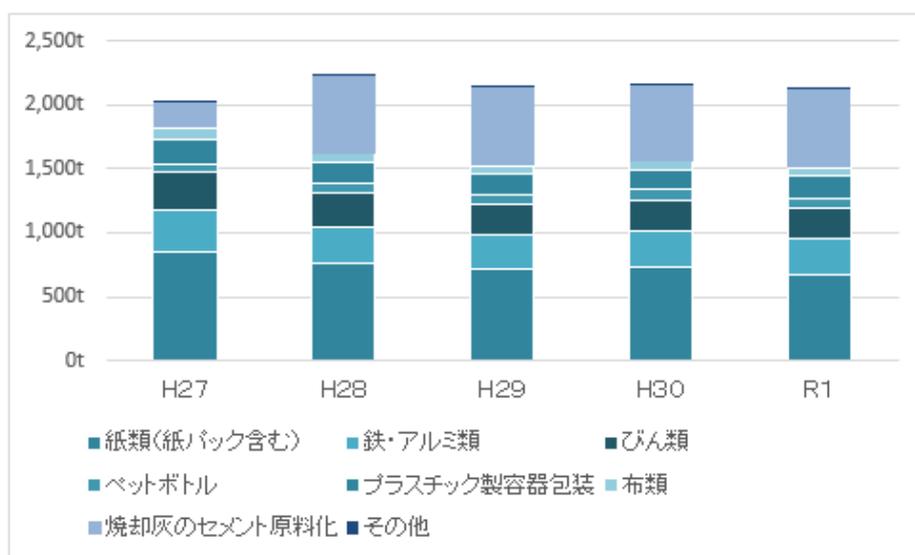


図 2-5 収集ごみからの資源回収量

(8) 住民団体などによる資源回収

自治会、PTA 等により資源ごみの資源集団回収が行われており、遠野市公衆衛生組合連合会が、回収した資源の重量に応じて奨励金を交付しています。令和元年度の奨励金額は、紙類4円/kg、缶類4円/kg、びん類3円/本です。

回収量は、全ての品目において減少している状況です。

表 2-8 住民団体などによる資源回収

品目	H27	H28	H29	H30	R1	(単位:t)
						5年間の増減率
紙類	292	282	292	275	260	-11.0%
缶類	20	21	22	20	19	-5.0%
びん類	12	10	8	7	7	-41.7%
合計	324	313	322	302	286	-11.7%

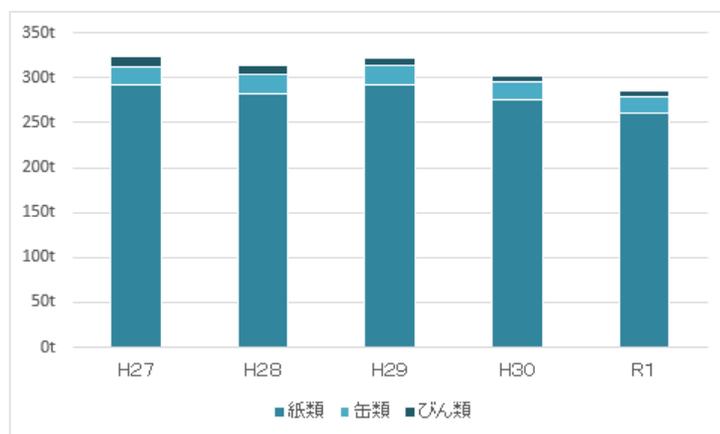


図 2-6 住民団体などによる資源回収

(9) リサイクル率

リサイクル率は、本計画策定時と令和元年度実績を比較すると、もえるごみ広域処理の開始に合わせて主灰をセメント原料化したことなどにより向上しています。

表 2-9 リサイクル率

(排出量の単位：t)

品目	H27	H28	H29	H30	R1	5年間の増減率
資源集団回収量	324	311	323	302	286	-11.7%
中間処理後資源化量	459	818	819	810	836	82.1%
直接資源化量	1,565	1,405	1,318	1,342	1,295	-17.3%
総資源化量	2,348	2,534	2,460	2,454	2,417	2.9%
総ごみ量	9,301	8,831	8,715	8,941	8,414	-9.5%
リサイクル率	25.2%	28.7%	28.2%	27.4%	28.7%	13.8%

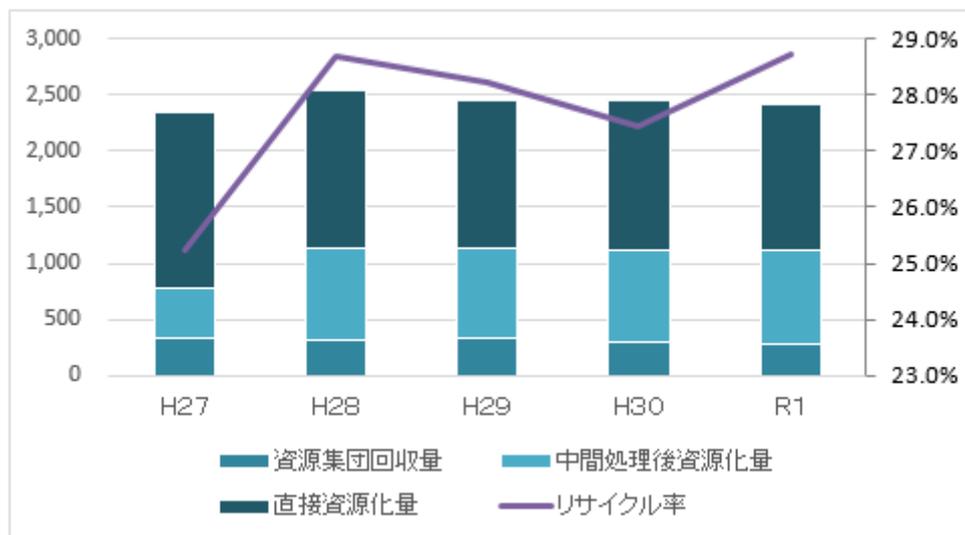


図 2-7 リサイクル率

(10) 生ごみ処理容器等の普及状況

生ごみの減量化・資源化を目的として、衛生連が生ごみ処理容器等の購入助成を実施しています。令和元年度はそれぞれの購入に対し、生ごみ処理容器は購入金額が4,000円以上の場合には2,000円を、4,000円未満の場合には1,500円を助成し、生ごみ処理機は、購入金額が30,000円以上の場合には15,000円を、30,000円未満の場合には10,000円を助成しています。

5年間で生ごみ処理容器170基、生ごみ処理機（電動・手動式）18基に助成されており、助成件数は年々減少傾向です。

表 2-10 生ごみ処理容器等の普及状況

品目	H27	H28	H29	H30	R1	(単位：基)
						5年間の合計
生ごみ処理容器	49	32	40	25	24	170
生ごみ処理機	9	2	1	2	4	18
合計	58	34	41	27	28	188

(11) 最終処分状況

焼却残渣（資源化できない副生成物及び飛灰）と廃棄物再生利用施設での不燃残渣は、市の最終処分場で埋立処分しています。

処分量は、もえるごみの広域処理を開始した平成27年10月以降、主灰をそれまでの埋立処分からセメント資源化に変更したことにより、大幅に減少しています。

表 2-11 最終処分実績

品目	H27	H28	H29	H30	R1	(単位：t)
						5年間の増減率
主灰	192	-	-	16	41	-78.6%
飛灰	340	207	224	274	245	-27.9%
不燃残渣	241	213	203	201	185	-23.2%
直接埋立ごみ	-	-	-	-	-	-
合計	773	420	427	491	471	-39.1%

※平成30年度及び令和元年度の主灰は、資源化できない副生成物を計上している。

第3節 ごみ処理の課題

計画前期の排出量等の結果や施策の取組を通じて、人口減少などによりごみ総排出量は減少傾向であるものの、一人1日当たりごみ排出量の減少幅が少ないなど中間年度目標値に至っていない現状が明らかとなったほか、高齢者世帯等へのごみ出し支援など新たな課題も見えてきており、効果的な取組を進める必要があります。

1 市民意識の啓発

ごみに関する意識啓発は、将来の遠野市を担う子どもたちから高齢者まで、幅広い啓発が重要な課題です。

また、平成31年4月に開始した事業系可燃ごみ等の有料化においては、市内に小規模事業者が多く、家庭ごみ専用である地域の集積所に事業系ごみが排出されている状況に鑑み、指定有料袋の使用による事業系ごみの集積所排出をルール化したものの、引続き事業者に対して適正排出の意識啓発を進める必要があります。

2 減量と分別の徹底

ごみの減量については、永続的な問題として一層の取組を進めるとともに、近年世界的な問題となっている食品ロス削減についても取組を進める必要があります。

現在資源ごみとして、衣類（令和3年3月現在、分別収集を一時停止中）、紙類、プラスチック製容器包装、飲料缶、ペットボトル、びん類の分別収集を実施していますが、もえるごみ中の約半数が紙・布類である紙類のさらなる分別や、海洋環境への影響低減を図るため、プラスチック製容器包装・ペットボトルの分別を徹底する必要があります。

また、平成27年度からは小型家電、平成30年度からは水銀廃製品についてそれぞれ分別回収を始めており、新たな分別区分に対応した排出方法を徹底する必要があります。

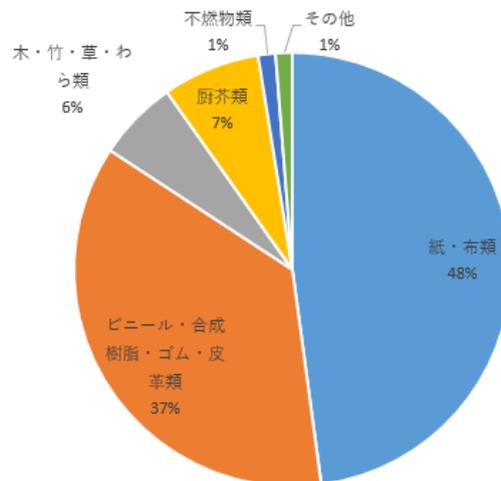


図 2-8 もえるごみの種類組成（過去5年平均）

3 リサイクル率の向上

平成30年度の本市のリサイクル率は27.4%と岩手県及び全国の平均を上回っています。また、国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年環境省告示第7号）」（以下「国基本方針」という。）による目標値の27%（平成32（令和2）年度）をも上回っていますが、適正な循環的利用を図るため、引き続きリサイクル率の向上に努める必要があります。

表 2-12 国・県のリサイクル率との比較

	市					県	全国	
	総資源化量（t/年）				総ごみ量 （t/年）	リサイクル率	リサイクル率	
	資源集回収量	中間処理後 資源化量	直接資源化 量					
平成30年度	2,454	302	810	1,342	8,941	27.4%	18.2%	19.9%

4 ごみ処理手数料有料化

計画前期ではごみの総排出量は減少してきていますが、一人1日あたり家庭系ごみ排出量は減少しているとは言えない状況にあります。国基本方針では、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や排出量に応じた負担の公平化等を図るため一般廃棄物処理の有料化の更なる推進を図るべきであると明確化しており、ごみ処理の有料化を進める自治体が増加傾向にあります。

本市ではこれを踏まえ、平成31年に事業系もえるごみ等を有料化し、一定の成果を得ており、今後は、現在無料で受入れている事業系もえないごみ、生活系ごみなどの有料化についての検討を進める必要があります。

5 ごみ処理の広域化への対応

ごみ排出量が減少傾向のなか、処理施設運営の効率化を図り、廃棄物処理事業の持続的かつ安定的な実施を図るため、岩手中部広域行政組合を設立し、平成27年10月から岩手中部クリーンセンター及び遠野中継センターにおいてもえるごみの広域処理を行ってきました。

次の課題であるもえないごみ・粗大ごみ処理の広域化に関し、広域処理施設及び中継施設の整備方針は概ね構成市町間で共有されていますが、より具体的な検討が必要です。また、各市町で管理している最終処分場についても、徐々に埋立残余容量が減少していくなか、運営の効率化を図るため、岩手中部広域行政組合による一括管理方式の導入を検討していきます。

6 持続的なごみ処理体制の整備

高齢化や核家族化の進展に伴い、自宅から地域の集積所までごみを運ぶことができないなど、日常のごみ出しに課題を抱える高齢者世帯等が顕在化してきており、これに対応した収集体制への仕組みづくりが求められています。

また、ごみ収集は、市民に必要不可欠な行政サービスであることから、平常時のみならず災害発生時や感染症の拡大下においても安定的な事業実施が求められており、収集・処理体制の維持・継続に努めていく必要があります。

7 大規模災害に対応したごみ処理体制の構築

近年、発生する災害が大規模化するなか、今後起こりうる災害において被災地域の速やかな復旧・復興には、多量の災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理する必要があります。

当市では、令和2年3月に遠野市災害廃棄物処理マニュアル（遠野市災害廃棄物処理計画）を策定し、処理体制の整備に努めてきたところですが、今後もより実効性ある処理体制の確保を推進する必要があります。

8 放射性物質汚染廃棄物の処理

東日本大震災に伴う原子力発電所事故による放射性物質に汚染され、保管が長期化している廃棄物の早期処理が大きな課題です。

9 廃棄物処理に係る担い手の確保

人口減少や業務効率化に伴い、行政サービスに係る人員が減少していくなかで、市が将来にわたって一般廃棄物処理の統括的責任を果たしていくため、人材確保や育成はもとより、他の市町村や民間業者等との連携を図っていくことが重要となっています。

第3章 ごみ処理基本計画の施策

第1節 基本計画の考え方と目標

1 基本的な考え方

令和3年2月策定の第4次遠野市環境基本計画で掲げている、目指すべき環境像「自然環境と人間生活の調和」を念頭に、同計画の基本目標の1つである「循環型社会の構築」を実現するために、市民・事業者・行政の三者が協働して、ごみの減量や資源の循環利用の推進に取り組む必要があります。

ごみ処理における本市の状況は、平成27年10月から岩手中部広域行政組合の岩手中部クリーンセンターが稼働したことにともない、4市町（遠野市、花巻市、北上市、西和賀町）でもえるごみの広域処理が始まりました。今後はもえないごみ、粗大ごみの広域処理へ向けて、広域処理施設や中継施設の整備など準備を進めることとしています。

ごみの適正処理は、生活環境の保全や公衆衛生上の観点から不可欠なものであるため、今後も更なる推進が必要です。一方で、これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」のライフスタイル・ビジネススタイルから脱却し、市民一人ひとりのごみに対する意識改革を徹底し、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指し、なお一層のごみの減量と資源化の向上を進めていかなければなりません。

さらに、日常のごみ出しに支障をきたしている高齢者世帯等への支援策の検討や、大規模な自然災害によって発生する災害廃棄物に係る対策もさらに強化していく必要があります。

本計画は、今後、市が循環型社会を目指した取り組みを進めるにあたっての基本的な方向を示すものであり、市民・事業者・市の三者に共通した目標や指針となるものです。

2 基本方針

次項に掲げる基本目標を達成するため、基本方針については、本計画においても見直し前の計画を基本としながら、修正を加えて継続することとし、循環型社会の構築を目指します。

基本方針1 ごみの発生回避・排出抑制をする

ごみの発生回避・排出抑制をするためには、市民、事業者がそれぞれの立場で廃棄物に対する理解を深め、その必要性を認識し、発生回避や排出抑制の具体的な行動をすることが大切です。

リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rを重視したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を目指してきたなか、今後はこれにリフューズ（発生回避）を加えた4Rを推進し、家庭や事業所から排出されるごみに関しそれぞれの役割を果たして、ごみ削減を目指します。

基本方針2 ごみのリサイクルを推進する

限りある資源を有効に使うために、ものを大切に、ごみとなったものは再生利用する循環型社会の構築を目指し、市民・事業者・市が協働して資源化への意識を高める啓発やPRを行い、ごみのリサイクルの推進を図ります。

また、効率的で質の高い資源の循環利用を推進するためには、排出する際の分別が重要であることを周知徹底します。

基本方針3 ごみの適正処理を推進する

環境に配慮し負荷をできるだけ軽減しつつ持続的な適正処理を推進するために、適正規模で効率的な施設整備のもと、ごみの排出ルール徹底を周知するとともに、処理体制の効率化と人口減少・高齢化社会に対応したごみ収集・処理システムの構築を目指します。

3 基本目標

基本目標の各指標については、見直し前の計画の指標を本計画においても採用することとし、目標値を次のとおり設定します。

(1) 市民一人1日当たりのごみ排出量（発生回避・発生抑制）

市内で排出され、処理施設に搬入されるごみ（収集量、直接搬入量）に資源集団回収で資源化した量を合わせた年間排出量を、市民一人1日あたりに換算した量を発生回避・発生抑制の目標指標とします。

この指標は、生活系ごみだけでなく事業系ごみの量も含まれます。つまり、ごみの種別に関係なくごみ量全体の削減目標です。

【発生回避・発生抑制の数値目標】

指 標	令和7年度目標
市民一人1日当たりごみ排出量（g） （令和元年度実績 876g）	825g：令和元年度の約6%削減
【目標の考え方】 リサイクルするものを含めて一般廃棄物の発生回避・発生抑制の進展度合いを総合的に測る指標として、毎年前年度の約1%程度削減することを目標とします。 〔参考〕国数値目標（第四次循環型社会形成推進基本計画） 850g（令和7年度）	

(2) 市民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量（発生回避・発生抑制）

市民が日常生活で排出するごみ（集団回収量、資源ごみを除く）の年間排出量を、市民一人1日あたりに換算した量を発生回避・排出抑制の目標指標とします。

この指標は、日常生活で発生するごみのうち、資源として分別収集されたものや集団回収と

して資源化されたものを除く、もえるごみ・もえないごみ・粗大ごみ・有害ごみの合計です。つまり、資源化以外のごみ処理（焼却・破碎処理や埋立処分）の対象となるごみ量の削減目標です。

【発生回避・発生抑制の数値目標】

指 標	令和7年度目標
市民一人1日当たり家庭系ごみ排出量（g） （令和元年度実績 478g）	450g：令和元年度の約5%削減
<p>【目標の考え方】</p> <p>市民のごみ減量化への努力や分別収集の努力をあらわす代表的な指標であり、国・県の目標を達成できていないため、まずは県目標を達成できるよう目標値を設定します。資源ごみや事業系ごみを含む全体の発生回避・発生抑制（市民一人1日当たりごみ排出量）の目標達成を前提として推計した結果を目標とします。</p> <p>〔参考〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国数値目標（第四次循環型社会形成推進基本計画） 440g（令和7年度） ・県目標値（第三次岩手県循環型社会形成推進計画） 465g（令和7年度） ・組合目標（岩手中部広域行政組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画） 489g（令和10年度） 	

(3) 事業系ごみ排出量（発生回避・発生抑制）

事業所が排出するごみ（一般廃棄物）の年間排出量を目標指標とします。

この指標は、年間に市が処理する事業系ごみ（登録事業者が集積所排出する事業系ごみを除く）の総量の削減目標です。

【発生回避・発生抑制の数値目標】

指 標	令和7年度目標
事業系ごみ排出量（t/年） （令和元年度実績 2,320t）	2,007t：令和元年度の約13%削減
<p>【目標の考え方】</p> <p>事業所から排出されるごみは、基本的には事業者の責任において適正に処理する必要があります。生活系ごみ同様に、ごみ量全体の削減をするとともに、もえるごみ中の多くを占める紙ごみを含め、分別した資源ごみはできる限り再生事業者等に処理委託（売却等）をするなど、自ら資源化の推進を図り、市民一人1日当たりごみ排出量の目標達成を前提に推計した結果を目標とします。なお、この目標値は、市民一人1日当たり事業系ごみ排出量に換算すると、約224gになります。</p> <p>〔参考〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県目標（第三次岩手県循環型社会形成推進計画） 271g（令和7年度） ・組合目標（岩手中部広域行政組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画） 2,410t（令和10年度） 	

(4) リサイクル率（資源循環利用）

市民が分別排出する資源物量（収集量＋直接搬入量＋集団回収量）に加え、中間処理施設（岩手中部クリーンセンター及び市廃棄物再生利用施設）での処理後に資源化される量も含めた総資源化量の、年間処理量に対する割合を資源循環利用の目標指標とします。

【資源循環利用の数値目標】

指 標	令和7年度目標
リサイクル率（％） （令和元年度実績 28.7％）	約 30.5％
<p>【目標の考え方】</p> <p>令和元年度実績で既に国・県・岩手中部広域行政組合の目標を達成していますが、更なるリサイクル率の向上を目指し、令和元年度実績から毎年前年度の約 1％程度向上することを目標とします。</p> <p>〔参考〕</p> <p>国数値目標（国基本方針） 27％（令和2年度） 県目標（第三次岩手県循環型社会形成推進計画） 23.0％（令和7年度） 組合目標（岩手中部広域行政組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画） 25.1％（令和10年度）</p>	

(5) 最終処分量

もえるごみの焼却処理後の残渣（飛灰及び資源化できない副生成物）と、もえないごみ・粗大ごみの破碎処理後の不燃性残渣の年間処分量を目標指標とします。

【最終処分の数値目標】

指 標	令和7年度目標
最終処分量（t） （令和元年度実績 471 t）	390 t：令和元年度の約 17％削減
<p>【目標の考え方】</p> <p>発生回避・発生抑制（一人1日当たりのごみ排出量）と資源化の推進（リサイクル率）が目標を達成したことを前提に、岩手中部広域行政組合の予測値と同程度の水準を目標とします。なお、本目標は最終処分率に換算すると、令和元年度実績 5.7％から 5.5％に改善を目指すものです。</p> <p>〔参考〕</p> <p>組合目標（岩手中部広域行政組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画） 最終処分率 4.1％以下（令和10年度）</p>	

(6) 目標達成した場合のごみ排出量

表3-1 ごみ排出量の実績と目標達成後の見込み

(単位:t)

項目		実績					目標
		H27	H28	H29	H30	R1	R7
人口(10/1現在)(人)		28,779	28,374	27,884	27,246	26,737	24,564
生活系	可燃ごみ	4,318	4,138	4,130	4,340	4,252	3,677
	不燃ごみ	343	309	286	327	300	260
	粗大ごみ	183	197	183	143	110	95
	資源ごみ	1,388	1,297	1,301	1,324	1,280	1,107
	有害ごみ	-	-	-	5	5	4
	小計	6,232	5,941	5,900	6,139	5,947	5,143
事業系	可燃ごみ	2,359	2,310	2,311	2,380	2,071	1,791
	不燃ごみ	129	101	109	69	61	53
	粗大ごみ	80	60	55	38	39	34
	資源ごみ	177	179	174	178	149	129
	小計	2,745	2,650	2,649	2,665	2,320	2,007
集団回収		324	313	322	302	286	247
総排出量		9,301	8,904	8,871	9,106	8,553	7,397
1人一日当たり排出量(g)		885	859	872	916	876	825
1人一日当たり家庭系ごみ排出量(g)		461	448	452	484	478	450
総資源化量		2,348	2,534	2,460	2,454	2,417	2,256
リサイクル率(※1)		25.2%	28.7%	28.2%	27.4%	28.7%	30.5%
最終処分量		773	420	427	491	471	390
最終処分率(※2)		8.6%	4.9%	5.0%	5.6%	5.7%	5.5%

※1 リサイクル率=総資源化量÷総排出量×100

※2 最終処分率=最終処分量÷(総排出量-集団回収)×100

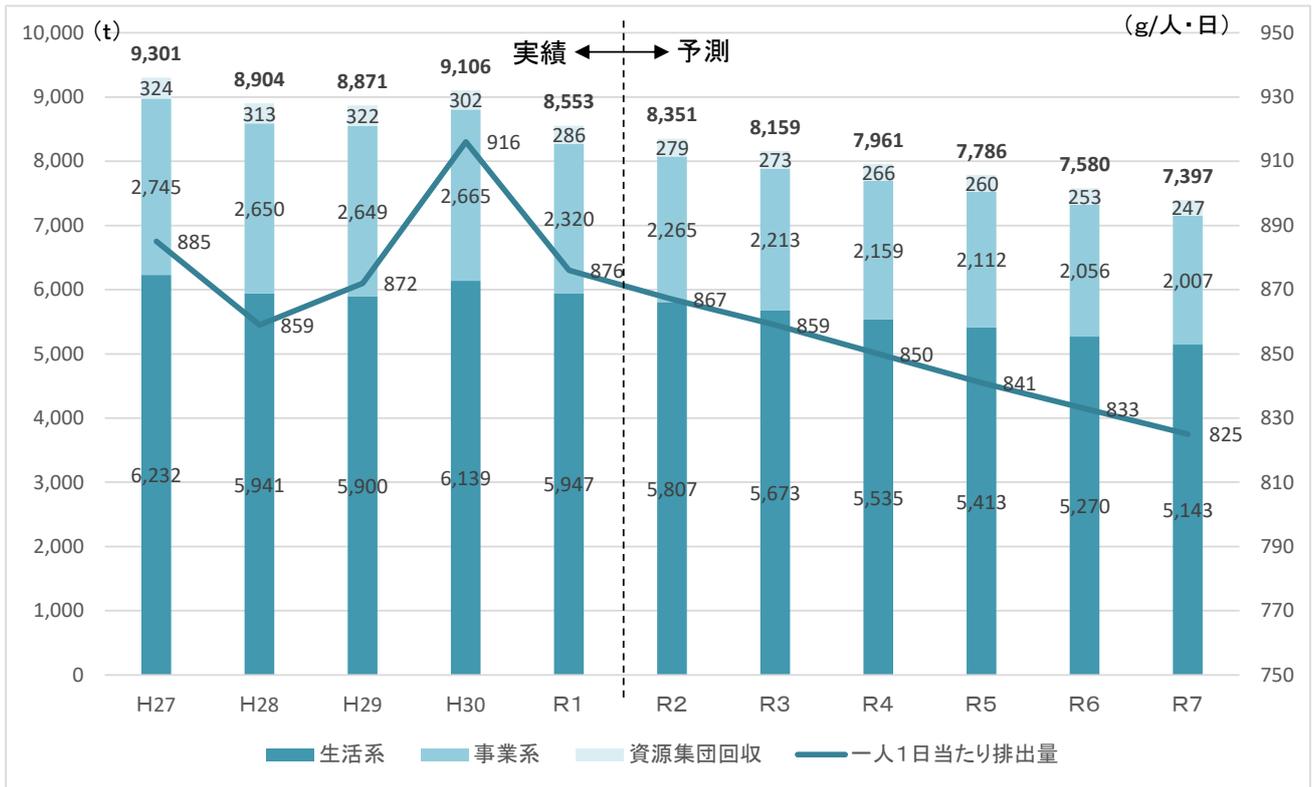


図3-1 ごみ排出量の実績と目標達成後の見込み

第2節 ごみの発生回避・排出抑制を推進する施策

1 市民・事業者・市の役割

ごみの発生回避・排出抑制のためには、市民・事業者・市がそれぞれの立場で工夫し、ごみを発生させないことを心がける必要があります。

そのためには、それぞれの役割を明確にして取り組まなければなりません。以下にそれぞれが取り組む内容を示します。

(1) 市民の役割

- 使い捨て型のライフスタイルの見直し
 - ・買い物に、買い物かごや買い物袋（マイバッグ）を持参
 - ・包装は簡易なものを選び、過剰包装を断る
 - ・グリーン商品・詰め替え可能品や長期間使える製品の選択
 - ・トイレットペーパー等は再生品の選択
 - ・使い捨て品の使用を抑制
 - ・環境に配慮している店（エコショップ）の利用
 - ・ごみならないように大切に使用
- リユース（再使用）及びリサイクルの推進
 - ・自治会、PTA 等の活動としての資源集団回収への参加
 - ・店頭回収、リサイクルショップ、フリーマーケットなどの積極的な利用
 - ・物を大切に使い、ごみに出す場合は分別を徹底
- 生ごみの減量
 - ・生ごみの水切りの徹底
 - ・必要なものを必要な量だけ、買う・作る
 - ・買ったものは使い切る
 - ・生ごみ処理機・生ごみ処理容器の利用などによるたい肥化と製造した「たい肥」の利用
 - ・外食時は適量注文し、食べ残しは自己責任で持ち帰り

(2) 事業者の役割

- ビジネススタイルの見直しによる発生抑制
 - ・チラシやコピー用紙などは、再生紙や再利用・両面を使用
 - ・商品は簡易包装とする
 - ・再生品、詰め替え可能品、再利用できる製品の使用
 - ・流通段階での通い箱の使用、店頭での量り売りなど、すぐにごみになるものを出さない工夫
 - ・長く使える製品の製造・販売
 - ・製造、加工、販売等に際して、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の使用
 - ・建築資材、製品の梱包材などは、再生品や再利用可能なものを使用

- ・エコショップ認定制度への参加など、消費者の消費行動の支援
- リユース（再使用）及びリサイクル活動の支援
 - ・店舗等での資源回収の拡大
- 排出ルール順守の徹底
 - ・事業活動に伴って発生する廃棄物は、事業者責任で自ら処理する（自己処理責任）
 - ・処理を委託する場合は、正規の許可事業者による処理の励行
 - ・事業系ごみは、登録事業者や特例事業者を除き、集積所へ出さない

(3) 市の役割

- 啓発活動
 - ・幅広い年代の市民や事業者に対し、環境学習会の開催や4Rに関する啓発
 - ・ごみ排出量目標やごみ処理経費の周知
 - ・エコイベントの取り組みの推進
 - ・エコバックの推進
- リユース（再使用）及びリサイクル活動の支援
 - ・衛生連を通じて交付する資源集団回収奨励金の充実
 - ・公共施設、観光施設等でのごみの分別の徹底と資源回収
- 生ごみ等の減量化に向けた取り組み
 - ・生ごみ処理機、生ごみ処理容器の普及啓発
 - ・衛生連との連携による生ごみの減量推進
 - ・3010 運動の推進
 - ・遠野市総合食育センター等の生ごみ減量、資源化、循環的利用の検討
 - ・落ち葉や枝の堆肥化等の検討
- リサイクル製品の使用促進
 - ・グリーン購入法に基づき、事務用品、コピー用紙、トイレットペーパー等の再生品の使用推進
 - ・県再生資源利用認定品の利用促進
 - ・電子メール・庁内 LAN・プロジェクターなどの利用や両面コピーの徹底、再生紙の利用促進などによる用紙類の削減
- 事業者への啓発
 - ・事業活動に伴って発生するごみの処理が事業者責任であることを周知徹底する
 - ・集積所排出登録事業者への排出ルールの周知徹底
 - ・資源回収事業者等の紹介、情報提供
 - ・許可業者による搬入ごみの分別状況調査などを実施し、分別の徹底を指導する
 - ・ごみの減量とリサイクルに取り組んでいる事業所等を推奨し、取り組みの啓発に努める
 - ・建設工事に伴う指定副産物のリサイクルの推進

2 ごみ処理手数料有料化の推進

(1) ごみ処理手数料有料化の目的

国では、ごみ処理手数料の有料化は、①一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、②排出量に応じた費用負担の公平性の確保、③住民や事業者の意識改革、④環境負荷及び処理費用の低減を目的とし、市町村の一般廃棄物処理事業を循環型社会に向けて転換していくための手段として位置づけられています。

国が実施した、一般廃棄物の排出及び処理状況等の調査結果（平成 30 年度）によると、ごみ収集区分の一部又は全部について、ごみ収集手数料を有料化している市区町村は、生活系ごみについては80.6%(1,741 市区町村のうち 1,404 市区町村)、事業系ごみについては86.6%(1,741 市区町村のうち 1,507 市区町村)に上っています。

(2) ごみ処理手数料有料化の方向性

前述のように国内で有料化導入が進むなか、本市では、現在、直接搬入する事業系もえるごみ、指定有料袋により集積所排出する事業系もえるごみ（登録事業者が排出したもの）など、一部のごみ種類に限定して有料化しており、事業系等の不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ、生活系ごみの集積所排出などは無料となっています。とりわけ、事業系不燃ごみ等については、無料で受け入れている現状から自己処理責任の原則に則っていない状況です。

ごみの減量やリサイクルの推進に向けて、また、事業系ごみの自己処理を推進する方策として、有料化の拡大を引き続き検討をしていく必要があります。

なお、アンケート調査結果（令和2年8月実施）では、家庭から出るごみの処理手数料の有料化について、導入に否定的な回答が多く、その理由として「不法投棄や野外焼却が増える」「有料化してもごみの減量につながらない」「経済的負担が増える」などの理由があることから、これらの懸念が軽減されるよう配慮しつつ、取組を推進します。

第3節 ごみのリサイクルを推進する施策

1 資源循環型社会の確立

(1) 分別精度の向上

「混ぜればごみ、分ければ資源」といわれるように、まずは、排出源での分別を周知徹底し、分別精度の向上を図ることが、効率的で質の高い資源の循環利用につながります。

特に、もえるごみに含まれる資源化可能な紙ごみの分別や、レジ袋有料化を背景に改めてプラスチック製容器包装・ペットボトルの分別を市民・事業者徹底します。

事業者に対しては、紙ごみのみならず、びん、缶、ペットボトル等の民間処理業者でリサイクル可能な資源ごみについては、処理業者の情報提供などを行い、リサイクルの推進と行政施設への搬入量の削減を目指します。

表3-3 分別搬入された資源ごみ量の実績と目標

(単位：t)

項目		実績						
		H27	H28	H29	H30	R1(※2)		
生活系	紙類	1,023	947	949	947	910	(15%)	
	ペットボトル	67	72	74	82	85	(1%)	
	プラスチック製容器包装	180	184	192	196	193	(3%)	
	衣類	94	73	65	67	66	(1%)	
	缶類	90	90	91	93	95	(2%)	
	びん類	257	242	250	238	215	(3%)	
	小型家電	1	2	2	3	2	(0%)	
	分別資源物合計(※1)	1,712	1,610	1,623	1,626	1,566	(25%)	
	生活系ごみ排出量(集団回収含む)	6,556	6,254	6,222	6,441	6,233	(100%)	
	分別率	26.1%	25.7%	26.1%	25.2%	25.1%		
事業系	紙類	116	107	105	106	80		
	ペットボトル	2	2	2	6	9		
	プラスチック製容器包装	5	4	5	4	3		
	缶類	3	2	2	4	2		
	びん類	51	64	60	58	55		
	分別資源物合計	177	179	174	178	149		
総排出量		9,301	8,904	8,871	9,106	9,106		
分別率		20.3%	20.1%	20.3%	19.8%	18.8%		

※1 収集した資源ごみと資源集団回収の合計量

※2 括弧内の数値は、生活系ごみ排出量(集団回収含む)に対する割合

(2) 市民・事業者への意識啓発

市民、事業者に対しごみ出しルールとマナーの周知を図るため、ごみの正しい分け方・出し方及び収集日程表を全戸配布します。このほか、事業系ごみについては、廃棄物処理法上の自

己処理責任の原則について排出事業者の認識を深め、関係団体と連携した啓発を検討し、適正処理を推進します。

また、市民・事業者・市が協働でゴミ処理に取り組む体制づくりを進めるために、本計画の内容をホームページに掲載し、今後の本市のゴミ処理についての目標や方向性について周知を図ります。

(3) 市広報・ホームページ・遠野テレビによる情報発信

市のホームページでは、ゴミの正しい分け方・出し方、収集日程表の情報のほか、排出に留意すべきゴミ種類の出し方を掲載するとともに、遠野テレビにおいてはゴミ分別辞典の情報提供や、市制番組を通じて適正排出・減量の啓発を行います。

また、リサイクルが可能な資源物の店頭回収や「マイバック運動」を推進し、ゴミ減量や資源化に取り組んでいる店の情報を提供します。

環境への負荷ができるだけ小さいものを率先して購入する「グリーン購入」の推進や「エコショップいわて認定制度」の周知とPRを行います。

(4) 分別品目の拡大等

ゴミの分別では、平成 23 年度にプラスチック製容器包装、平成 26 年度に衣類、平成 27 年度に小型家電、平成 30 年度に水銀廃製品（有害ゴミ）の分別収集を開始し、リサイクル率の向上と環境負荷の低減に取り組んできました。

今後は、国・県の動向を踏まえつつ、分別品目の拡大に伴う費用対効果や市民負担を勘案しながら、その検討を進めます。

2 啓発・活動支援

(1) 環境学習の推進

ゴミに関する情報提供や意識啓発は、若年層から始めるのが有効であると考えられるため、次代を担う子どもを対象としたゴミ減量に関する勉強会を開催するほか、自治会単位、各種団体、事業所などあらゆる機会を捉え、ゴミ減量・適正排出の出前講座を実施します。

また、清養園クリーンセンター、岩手中部クリーンセンター及び遠野中継センターにおいて施設見学者を受け入れており、今後も施設見学の場を積極的に提供し、実際のごみ処理現場に接することで、ゴミに関する理解が深まる機会を提供していきます。

(2) 市民協働による推進

ゴミの再資源化や再生品の利用などに関する情報提供や各地域で取り組んでいるゴミの減量化、再資源化の活動の支援を行いながら、市民・事業者・行政の協働によりリサイクルの推進、資源の循環を図っていきます。

特に、実践団体として減量活動を展開している衛生連については、同団体が課題として検討を進めている組織改編を支援し、時代に即した体制整備を図るとともに、引続き緊密な連携のもと、資源集団回収奨励金制度やごみ減量化物品購入助成制度の活動促進や不法投棄防止等に取り組めます。また、マイクロプラスチックによる海洋環境の汚染が問題となるなか、衛生連が実施している河川清掃を引続き支援し、河川への流出防止を図るとともに、プラスチック問題等のごみに関する意識の高揚を図ります。

【遠野市公衆衛生組合連合会の概要】

発 足	平成 18 年 4 月 1 日（市村合併に伴い新たに発足）
組 合 数	90 組合
目 的	身近な暮らしの中での資源循環型社会の構築に向けた意識啓発と実践に努め、「自然環境と人間生活の調和」を目指し、環境衛生の向上と自然環境の保全に努める。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修事業 ・ 不法投棄監視パトロール ・ 資源集団回収奨励事業 ・ 公衆衛生活動事業 ・ 地域環境美化推進事業 ・ 環境パトロール事業 ・ 各種啓発事業

第4節 ごみの適正処理を推進する施策

1 分別収集の推進

家庭、事業所から排出されるごみの資源化を進めるため、排出段階で再生利用に配慮した区分で分別収集します。

(1) 適正な分別の啓発

表3-4 市で分別収集するもの（5種類 18分別）

もえるごみ		木くず類、生ごみ、布類、ゴム類、プラスチック類、紙くず など	
もえないごみ		ガラス類、陶器類、金属類 など	
資源ごみ	小型家電	デジタルカメラ、ノートパソコン、携帯電話など	
	衣類	衣類など	
	紙類	新聞紙	
		段ボール	
		牛乳パック	牛乳パック（内側の白いものに限る）
		雑がみ	雑誌、本、マンガ、お菓子の箱、ティッシュの箱、包装紙、ポスター、カレンダー、チラシなど
	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装マークのあるもの（トレイ類・カップ類・キャップ・パック類・発泡スチロール、緩衝剤、レジ袋など）	
	飲料缶	飲料用に限る（ジュース缶、ビール缶など）	
	ペットボトル	飲料用に限る（ジュース・しょうゆ・水など）リサイクルマークのついているものに限る	
	びん類	無色	飲料用および食品用に限る（ビール瓶と一升瓶は除く）
茶色			
その他			
粗大ごみ		可燃粗大（布団、カーペット、家具など） 不燃粗大（ガスコンロ、自転車など） 廃家電（掃除機、ファンヒーター、ミシンなど）	
有害ごみ	水銀体温計・血圧計		
	蛍光管		
	乾電池		

表3-5 市で収集しないもの

産業廃棄物		建築廃材、コンクリート、石材、産業用機材、農業用廃プラスチック類など
処理困難物	適正処理困難物	廃タイヤ、火薬類、ペンキ類、劇薬、農薬類、ガスボンベ、スプリング入りマットレス、バッテリーなど
	特別管理一般廃棄物	PCB 使用製品、ばいじん（ごみ処理施設の集じん施設で生じたもの）、ばいじん・燃え殻・汚泥（ダイオキシン類が基準値以上含有するものなど）、感染性一般廃棄物
家電リサイクル法に係る4品目(※)		エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機
資源有効利用促進法による対象パソコン		ディスプレイ類

※家電リサイクル法に係る4品目のうち、引取義務外品（過去に購入した小売業者が存在せず、同種の製品の買替えでもないため、小売業者に引取義務が課せられていないもの）については、市内小売業者の協力を得て回収体制を構築しています。

(2) 適正処理困難物の対処方針

適正処理困難物とは、市町村が有する技術、設備では適正な処理を行うことが困難なものと定義されています。全国的に困難と認められる「廃タイヤ」「廃テレビジョン受像機（25型以上）」「廃電気冷蔵庫（250リットル以上）」「廃スプリング入りマットレス」が廃棄物処理法に基づき指定されています。

処理が困難とは「施設を損傷する」、「労働安全衛生上の問題がある」という概念も含まれ、重量や容積の大きいものなどに加え、有害性や爆発性を有するものも含まれます。

本市では、主に以下に示す品目を処理困難物としています。これらは、状況の変化に即して見直しをしていきます。

表3-6 処理が困難なもの

処理困難物	対処方針
廃タイヤ、火薬類、ペンキ類、劇薬、農薬類、ガスボンベ、オートバイ、農機具、リヤカー、オイル、スプリング入りマットレス、消火器、バッテリー類、注射器、ドラム缶、業務用印刷機、ボタン電池類、充電式電池、鉛、便器、風呂釜、火災廃材など	種類に応じて、販売店への返却指導の徹底及び産業廃棄物処理業者の紹介

(3) 特別管理一般廃棄物

特別管理一般廃棄物とは、廃棄物処理法施行令により規定されている「PCB 使用部品」「廃水銀」「ばいじん（ごみ処理施設の集じん施設で生じたもの）」「ばいじん、燃え殻、汚泥（ダイオキシン類が基準値以上含有するものなど）」「感染性一般廃棄物」をいい、通常の廃棄物より厳しい規制のもと処理することとなっています。

感染性一般廃棄物については、収集・運搬の際に必ず焼却、熔融、滅菌、消毒といった中間処理を行い、密閉できる等の条件を備えた容器に収納し、感染性を消失させることが義務付けられており、医療機関は自らの責務において適正に処理することとされ、特別管理産業廃棄物業者に処理を委託しなければなりません。

本市では、遠野市医師会、遠野市薬剤師会等との関係機関との協議・協力のもと、原則として、在宅医療に伴って発生する感染性廃棄物に相当する可能性のある廃棄物は、通常的生活ごみと同様の性状である一部のものを除き、医療機関、薬局等において回収あるいは引取りにより適正処理するものとしています。

2 適正処理計画

(1) 収集・運搬計画

生活系ごみ及び事業系ごみ（登録事業者が排出したものに限る）の収集・運搬は、ごみ集積所方式を継続し、もえるごみ、もえないごみ、資源ごみ及び粗大ごみの区分で、それぞれ別に定める日程により、業者に委託して収集します。

これら以外のごみは、排出者自ら又は許可業者に委託して、直接中間処理施設へ搬入するものとします。

集積所の新設は、一定の基準を設けて行い、廃止については、地域の実情・意見などを踏まえ、地域の方々と協議しながら進めていきます。また、収集日程についても、もえないごみ・粗大ごみの広域処理開始に伴い、当該ごみの1日当たり施設受入れ量を平準化するために収集頻度の見直しが必要であることから、地域の方々と協議し、検討を行います。

表3-7 収集頻度と集積所数

		収集頻度	集積所数	1か所あたりの世帯数
もえるごみ		遠野町、松崎町の一部 週2回 上記以外 週1回	561か所	19.1世帯
もえないごみ		月1回		
粗大ごみ				
資源ごみ	紙類			
	缶類、ペットボトル			
	びん類			
	プラスチック製容器包装	月2回		
衣類		随時	拠点回収ボックス	
小型家電				
有害ごみ		随時	拠点回収ボックス	

(2) ごみ排出ルールの順守・指導徹底

ごみ集積所の管理強化を図るため、各地区の実情に合った排出指導および不法投棄防止対策を遠野市公衆衛生組合連合会、集積所を管理する自治会、ごみ収集業者等と協力しながら進めます。

(3) 持続的な処理システムの構築

日常のごみ出しに支障がある高齢者世帯等の実態把握に努め、社会福祉協議会、ボランティア、自治会等と連携して、支援策の在り方を検討し、収集システムの構築を図ります。

また、ごみ処理が市民に必要な行政サービスであることから、平常時のみならず災害発生時や感染症の拡大下においても安定的に事業実施するため、収集・処理体制の維持・継続を図ります。

3 中間処理計画

(1) 計画の方向性

平成27年10月に岩手中部広域行政組合が運営する岩手中部クリーンセンター及び遠野中継センターが稼働し、3市1町のもえるごみの処理を一元化しました。

もえないごみ・粗大ごみの広域処理については、広域化する方針について組合及び構成市町間で概ね共有され、令和8年度の広域不燃ごみ処理施設の稼働に向け、各種事業が進められます。

このようななか、当市においても不燃ごみ・粗大ごみの中継運搬施設の整備に係る事業を具体的に検討する必要がある、将来的なごみ処理の在り方を念頭に、今後組合及び構成市町と十分な協議を重ねながら当市の実情に即した施設整備を進めます。

(2) 中間処理方法

ごみ種別の中間処理方法はフロー図に示すとおり、もえるごみは岩手中部クリーンセンターで処理しますが、それ以外は当面従来どおり清養園クリーンセンター廃棄物再生利用施設で処理します。

○もえるごみ、可燃性残渣（廃棄物再生利用施設から排出されるもの）

遠野中継センターに搬入されたごみは、大型パッカー車に積み替えて、岩手中部クリーンセンターに運搬し、焼却処理します。

○もえないごみ

もえないごみ及び粗大ごみは、廃棄物再生利用施設の破碎選別施設で、破碎・選別・資源回収を行います。

○資源ごみ

鉄・アルミニウムは破碎選別施設で破碎後、再商品化事業者へ引渡し、資源化を行います。小型家電・衣類・紙類・びん類・ペットボトルは、ストックヤードに保管後、再商品化事業者へ引渡し、資源化を行います。

○有害ごみ

ストックヤードに保管後、民間業者へ引渡し、資源化を行います。

(3) 施策内容

○廃棄物再生利用施設の適正な運転維持管理

令和8年度のもえないごみ及び粗大ごみの広域処理開始を考慮しながら、適正な中間処理を行うため、廃棄物再生利用施設の適正な補修とメンテナンスを継続し、安全性を重視した運転管理を継続します。

また、周辺地域の環境保全のために、周辺環境への影響についての監視も継続します。

○広域不燃ごみ・粗大ごみ処理施設と中継施設の整備

岩手中部広域行政組合及び構成市町で計画するもえないごみ・粗大ごみの広域処理について、令和8年度の開始に向けて、広域不燃ごみ・粗大ごみ処理施設及び中継施設の整備を検討します。

なお、中継施設整備敷地については、残存している清養園クリーンセンター焼却施設を解体し、その跡地を活用することを基本線としながらも、施設整備とその運営に係る経済性、搬入者の利便性などを勘案しながら検討を進めます。

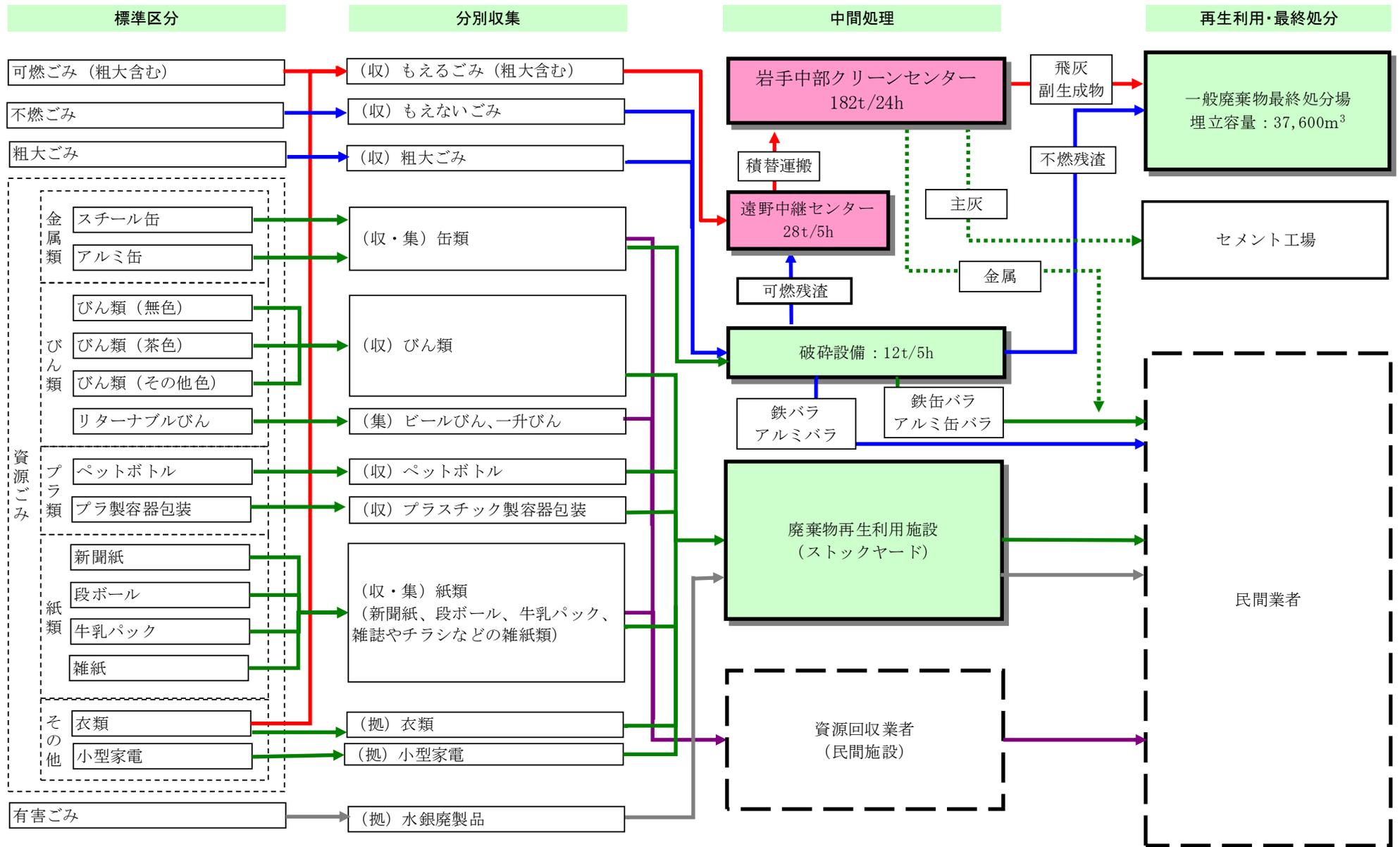


図3-2 ごみ処理フロー

4 最終処分計画

(1) 最終処分場の適正管理の推進

現在埋立処分を行っている遠野市最終処分場については、環境対策として環境基準を順守し、適正な維持管理を行うとともに、周辺環境についても定期的な調査を行い、結果を公表するなど、安心な埋め立て処分を心がけます。

また、限られた処分容量を有効利用するために、資源ごみの分別徹底など、最終処分場の長期使用を図ります。

なお、中部圏域各市町の最終処分場の残余容量を踏まえて、今後、各最終処分場を相互に利用することができる一括管理方式の導入を検討し、将来的には中間処理施設と同様に岩手中部広域行政組合を主体とした広域処分場の確保に向け、地域全体で合理的な最終処分場の活用を図っていきます。

表3-8 遠野市一般廃棄物最終処分場の状況（令和元年度）

設置主体	埋立容量	埋立量	残余容量	浸出水処理	設置年月
遠野市	37,600 m ³	20,946 m ³	16,654 m ³	有り	平成14年4月

(2) 不法投棄防止対策

不法投棄防止対策については、遠野市公衆衛生組合連合会、警察、県等の関係機関との連携など既存体制を活用したパトロールによる監視を継続するとともに、「遠野市と日本郵便局株式会社との包括連携協定」による郵便局からの情報などにより、不法投棄の未然防止や早期発見に努めます。

特に、不法投棄が多発する場所には、不法投棄防止看板を設置するとともに、監視カメラを設置するなど、防止に努めます。

啓発活動としては、環境美化活動や不法投棄防止などを広報遠野や市ホームページへの掲載により、市民や事業者呼びかけ、不法投棄防止に対する意識啓発を図ります。

また、環境パトロール強化の検討、地域・団体・ボランティアなどによる取り組みの啓発も図りながら、市民、事業者、市が協働で不法投棄防止に取り組む体制の整備と不法投棄をさせない、許さない環境の整備に努めます。

5 大規模災害時のごみ処理体制の構築

遠野市災害廃棄物処理マニュアルにより、発災前の平時から災害廃棄物処理の体制強化に取り組み、発災時には円滑かつ迅速な処理を図ります。

6 放射性物質汚染廃棄物の処理

放射性物質汚染廃棄物の早期処理を図るため、引続き国・県・廃棄物処理業者等と連携した取り組みを進めます。